

7五振上支総第12号

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年9月12日

長崎県五島振興局上五島支所長 山本 利文

1. 一般競争入札に付する事項

上五島支所管内県公舎建築物及び建築設備点検業務委託

2. 競争入札に参加することができない者

- （1）施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者ある。
- （2）令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- （3）競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- （4）営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- （5）原則として1年以上の営業実績を有しない者
- （6）この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- （7）この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3. 競争入札参加者の資格及び審査

- （1）競争入札参加者の資格は、施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2の要件に基づき、以下（2）に掲げる事項について審査し、決定する。
- （2）この告示の前日までに長崎県内に本店等を有している者（個人の場合は、長崎県内に住民登録をしている者）又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者を当該業務に配置できること
 - ア 一級建築士免許もしくは二級建築士免許を有する者
 - イ 法定講習の修了者で国土交通大臣から特定建築物調査員資格者証及び建築設備検査員資格者証の交付を受けた者

4. 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

（1）申請の時期

この告示の日から令和7年9月29日月曜日までの間（県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

（2）申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から

(5) に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。

なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、令和 7 年 9 月 29 日月曜日までに (5) に掲げる場所に提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便により行うものとし、同日までに必着とする。

但し、一級建築士事務所又は二級建築士事務所登録を行っている者で、工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等について定める告示 (昭和 53 年 12 月 8 日長崎県告示第 975 号) に基づく令和 7 年度入札参加資格者名簿 (以下「名簿」という。) に登載されており、かつ、3 に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、以下のア～エについてその名簿の提出により代えることができるため、申請書及び以下のオ～クに該当する書類並びに令和 7 年度入札参加資格者名簿のうち、登載されていることが確認できるページ部分を提出すること。

ア 法人にあっては履歴事項全部証明書

イ 個人にあっては、次の (A) (B) 及び (C)

(A) 本籍地の市町村長が発行する身元 (分) 証明書

(B) 所在地の市町村長が発行する住民票

(C) 指定法務局が発行する成年後見登録制度における登記事項証明書又は
登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 誓約書

カ 有資格者名簿 (様式第 2 号)

キ 印鑑届 (様式第 3 号)

ク 上五島支所管内県公舎建築物及び建築設備点検業務委託仕様書の仕様書別紙 1 「上五島支所管内県公舎建築物及び建築設備点検調査対象一覧表」に記載されている建築物及び建築設備の点検に必要な有資格者 (一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員及び建築設備検査員のいずれか。) に係る証明書の写し

(4) 申請書等の作成において使用する言語及び通貨

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程 (昭和 22 年大蔵省令第 95 号) 第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 578-2

(名称) 五島振興局上五島支所総務課

(電話) 0959-42-1145 (FAX) 0959-42-2327

5 . 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書 (様式第 4 号) により申請者あて通知 (郵送) する。

なお、審査結果に不服がある場合には、審査結果を知った日から一週間以内に、5 の (5) の部署に対し異議を申し出ることができる。

6．資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書による資格取得の日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。

7．資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、 2 の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、 2 の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は 3 年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は 3 年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。